

大行寺信曉『三帖和讃歡喜鈔』の板元と弘通

膽 吹 覚

はじめに

信曉は近世後期に上方で活躍した真宗の僧侶である⁽¹⁾。彼は真宗佛光寺派末寺、長谷山北ノ院大行寺の住職で、同派の学頭を勤めた学僧でもある。本稿では信曉著『三帖和讃歡喜鈔』（以下『歡喜鈔』と記す）の板元と弘通に関する考察を通して、近世後期の上方に於ける真宗寺院（本山と末寺）の出版活動の一端を明らかにしてみたい。

1 板本『歡喜鈔』の諸本とその成立事情

信曉の『歡喜鈔』は『三帖和讃』に収録された和讃について、門信徒に向けてわかりやすい言葉で解説した勸化本

である。そのことは本書が半紙本で、その本文が漢字平仮名交じり文に振り仮名が付けられていることから知られる。近世に刊行された『歡喜鈔』には十八冊本と十九冊本の二種類があり、それぞれ左記の三点の諸本が確認されている⁽²⁾。

○十八冊本……龍谷大学大宮図書館本、弘前市立図書館本、筆者架蔵本A

○十九冊本……龍谷大学大宮図書館本、九州大学中央図書館本、筆者架蔵本B

十八冊本と十九冊本の最大の違いは、その内容である。両者の違いを示すために、十九冊本第一冊（筆者架蔵本B）に掲載された目録を引用する。なお、目次内の漢数字は巻数とその丁数を示している。なお、傍線は筆者が付したものである。

浄土和讃 四十八首 一之初／大経意 二十二首 三
 之五十二／観経意 九首 五之九／阿弥陀経意 五首
 五之卅九／諸経弥陀 九首 六之初／勢至和讃 八首
 六之廿一／現世利益 十五首 七之初／龍樹菩薩 十
 首 八之二十二／天親菩薩 十首 九之十五／曇鸞和
 尚 三十四首 十之十一／道綽禪師 七首 十一之
 四十三／善導大師 二十六首 十二之十一／源信大師
 十首 十三之十六／源空上人 二十首 十三之卅八／
 正像末法 五十八首 十四之奥之初／疑惑之章
 二十三首 十七之初／太子奉賛 十一首 十七之
 二十五／悲歎述懷 十六首 十七之四十六／善光寺
 五首 十八之廿六／八十八歳御筆 十八之卅二／御制
 作年時 十九之八／御真筆二異本有事 十九之八／御
 和讃唱方之訳 十九之十四／願主喜び之事・壹茎二輪
 蓮華咲シ事・正定閣之事 十九之十九／いろは哥
 十九中之部／領解文大略 十九奥部

十八冊本には右の「浄土和讃」から「御和讃唱方訳」ま
 でが収録されており、「願主喜び之事」以下（傍線部）は
 すべて収載されていない。十八冊本では、十九冊本第十九

冊の「御制作年時」から「御和讃唱方之訳」まで（波線部）
 をその第十八冊の末尾に繰り上げて収録することで、全
 十八冊の体裁に整えている。

このことを踏まえて、『歎喜鈔』の成立事情について記
 された、信曉の『三帖和讃歎喜鈔序』を見てみよう。なお、
 十八冊本の序文と十九冊本の序文に異同はない。

曩に一言鈔成て、正信偈の御ころをよろこび、其
 あまりに三帖の御和讃も同じ簡編のありたしと、松屋
 何某の需に應じて、慶長の私記、万治の首書、寛文の
 註解より、今文政天保の時代に至るまで、世々の学者
 の先考を帰拠とし、義の葭蘆を撰定するも、難波の浦
 の福嶋にて千代もくちせぬ法縁の松の志情を尽さんと
 欲してなり。是に互に聞名の信心より発起する所な
 れば、歎喜鈔と題しぬ。于時に天保第七年申正月、
 平安大行寺愚主信曉。

この序文に拠ると、「松屋何某」が信曉の『正信偈一言
 鈔』（天保四年十月刊、以下『一言鈔』と記す）を喜び、
 それと同様に門信徒にもわかりやすい言葉で『三帖和讃』
 を解説した書物が欲しいと信曉に依頼したことが、本書執

筆の発端であつたという。そして、信曉は松屋からの求めに応じ、先行研究を参照し、その諸説の是非を選定し、『歎喜鈔』を成稿したことが記されている。なお、天保七年（一八三六）、信曉は六十三歳である。この年の七月、信曉は本山佛光寺の副講師に昇進している。副講師は学頭、講師に次ぐ学階である。

『歎喜鈔』の執筆を信曉に依頼した「松屋何某」については、十九冊本の第六卷本文末尾（第十九冊第二十四丁表）に、

天保九戊戌年六月二十八日

鈔主 正定閣 大行寺信曉曇藏六十五歳

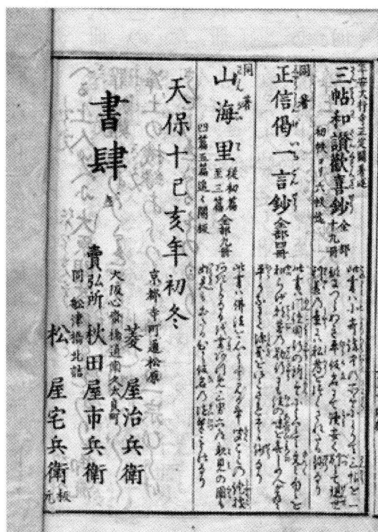
願主 浪華住 松屋宅兵衛四十五歳

同人母、寿光六十六歳

と明記されており、その願主「松屋何某」は、大坂在住の松屋宅兵衛（天保九年当時、四十五歳）とその母寿光（同、六十六歳）であつたことが知られる。また右の記事から『歎喜鈔』十九冊本の成稿時期が、天保九年（一八三八）六月二十八日であることも確認できる。なお、『歎喜鈔』の願主名を記した前掲の記事は、十九冊本の「願主喜び之

事・壹茎二輪蓮華咲シ事」の末尾にだけ掲載されており、十八冊本には収録されていない。すなわち、十八冊本では『歎喜鈔』の願主は「松屋何某」と曖昧に表記され、十九冊本では「松屋宅兵衛」「同母寿光」と明記されているのである。

『歎喜鈔』の願主である松屋宅兵衛は、大坂の本屋で、信曉の著書では『山海里』第五篇の調進所を担当し、信曉著『いろはうた』〔いろはうた〕と「領解文大略」の二部を合綴した冊子⁽³⁾の刊行にも携わっている。『歎喜鈔』に記載された奥付（図1）（十九冊本・筆者架蔵本B第六冊



〈図1〉

第五十四丁裏」に拠ると、その住所は「松津橋北詰」であつた。松津橋は堂島川に架けられた橋で、松屋はその橋の北側にあつたという。一方の信曉は文政四年（一八二二）に京都に大行寺を創建し、そこを拠点として布教活動をしていたが、大坂にも高庵と称する道場を開き、そこを拠点に活動していた。高庵は「尼寺西照庵前」（現在の天王寺区生玉寺町）にあつた。

十九冊本第十九冊末尾には信曉著『いろはうた』が付録されている。その経緯については、十九冊本第十九冊「願主喜び之事」に、次のように記されている。

大成の日、願主をまねきてこれを授るに、よろこびの色ふかくして、松屋いへる事あり。数千万金は家につたへても、子孫にいたりては煩惱の種とやららん、他人の物とやららん。しかるにこの鈔物の願主となりて、仏祖の御用を奉はりし事、遠くは先祖、近くは亡父への寸孝、子々孫々への遺物にも、これにすぎたる福德はあらじと、老母とともにかたりて、よろこびにあまり。これも仏智を加へたまへるがゆへなれば、ありがたさのあまり今一重の願望に先年より改悔文の略説を加へおき給ひたる古き同作のいろはうたを、この鈔

の奥に附して海内に弘めたく志ありと、予これをき、てその為法心のあさからざるを感じて、左右なく、これを許可す。

『歓喜鈔』の草稿が完成した日、信曉は松屋を招いて、その草稿を渡した。松屋親子は『歓喜鈔』の願主となつて「仏祖の御用」をさせていただいたことを「これにすぎたる福德はあらじ」と大いに喜んだ。そして、松屋は「今一重の願望」として信曉著『いろはうた』を『歓喜鈔』に附録したいと信曉に願ひ出た。信曉はその申し出に「為法心のあさからざる」を感じて、松屋からの申し出をその場で許可したという。この記事から、信曉から松屋に渡された『歓喜鈔』の初稿本は十八冊本であつたこと、そして、松屋が信曉に願ひ出で、その初稿本に『いろはうた』や「願主喜び之事」などを追加して、十九冊本として成稿したことが知られるのである。

さて、『歓喜鈔』は『三帖和讃』の底本として、佛光寺所蔵『三帖和讃』を使用したと明記している。

今この歓喜鈔の拠ところは佛光寺御伝来の御真本にしたがひて次第を示すがゆへに、諸経和讃の次に勢至和

讚ありと知るべし。その外、ことさらに左訓の多きも右同本なるがゆへなり。(十九冊本第十九冊第十三丁表、筆者架蔵本B)

佛光寺派の『三帖和讃』は信曉が記す通り、諸経和讃の後に勢至和讃、現世利益和讃の順で掲載されている。これに對して本願寺派・大谷派では諸経和讃の後に現世利益和讃、勢至和讃の順で掲載されている。信曉は大谷派の寺院に生まれ、佛光寺派に転じた人であるから、この相違点に氣付き、付言したのである。佛光寺版『三帖和讃』の初版は正徳年間以前に開版されたが、この初版は天明八年(一七八八)の大火で板木が焼失する。そこで再版本が新たに彫られたが、これも元治の大火で焼失したと言われている。⁽⁵⁾ ゆえに信曉が『歎喜鈔』で底本とした佛光寺版『三帖和讃』は再版本であつたと推定される。

2 諸本の書誌学的分析

〈表1〉は『歎喜鈔』の諸本六点について、その板元と弘通に関する書誌情報を抜き出したものである。

まず、全体を通して見ると、十八冊本系の筆者架蔵本A——本山佛光寺が単独で板元を務めたもの——以外の五点すべてに、前掲の〈図1〉の奥付が付いている。この奥付には「天保十巳亥年初冬／書肆 売弘所／京都 寺町通松原 菱屋治兵衛／大阪 心齋橋通南久太良町 秋田屋市兵衛／同 松津橋北詰 松屋宅兵衛 板元」と記されている。松屋宅兵衛は『歎喜鈔』の願主(その執筆を信曉に依頼した人物)でもある。また、十八冊本と十九冊本の版面(半丁の行数、一行の文字数、文字の大きさなど)を比較したところ、両者は同一であつた。筆者はかつて板本『山海里』の研究において、その初篇(大行寺蔵板)と第五篇(本山佛光寺蔵板)とを比較した結果、初篇も第五篇ともに他篇と同様に半丁八行であるが、第五篇は初篇より文字が若干太く且つ大きく、また一行あたりの文字数は初篇が二十一文字程度であるのに対して第五篇は二十文字程度で、ゆつたりした印象を受けることを指摘したが、⁽⁶⁾『歎喜鈔』ではそうした相違点は認められなかった。このことから十九冊本と十八冊本の板木は、同じものが使用されたことが推定される。

さて、十九冊本系を見ると、龍大本は板元として大行

〈表1〉『歎喜鈔』の板元と弘通

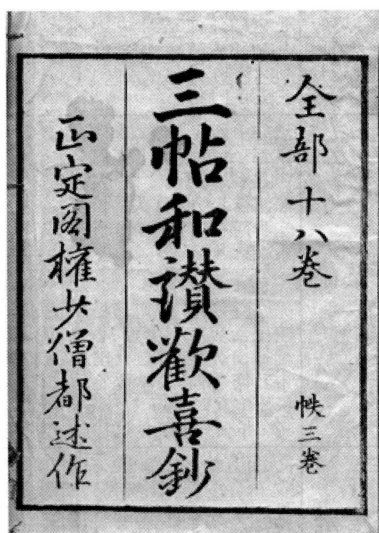
	18 冊本		
	龍谷大学本	弘前市立図書館本	筆者架蔵本 A
表紙 見返し	全部十八巻帙三冊／三帖 和讃歎喜鈔／正定閣権少 僧都述作（各帙第1冊）	全部十八巻帙三冊／三帖 和讃歎喜鈔／正定閣権少 僧都述作（第1帙第1冊）	全部十八巻帙三冊／三帖 和讃歎喜鈔／正定閣権少 僧都述作（各帙第1冊）
奥付	天保十巳亥初冬／書肆 売弘所 京都 寺町通松原 菱屋治兵衛／大阪 心齋 橋通南久太良町 秋田屋 市兵衛／同 船津橋北詰 松屋宅兵衛 板元（第18 冊後表紙見返し）	渋谷山御蔵版／調進所 京都 室町高辻上ル町 中島利左衛門／同 大坂 船津橋北詰西江入 松岡 宅兵衛（第8冊後表紙見 返し）	渋谷山御蔵版／調進所 京都 室町高辻上ル町 中島利左衛門／同 大坂 船津橋北詰西江入 松岡 宅兵衛（各帙第3冊後表 紙見返し）
		天保十巳亥初冬／書肆 売弘所 京都 寺町通松原 菱屋治兵衛／大阪 心齋 橋通南久太良町 秋田屋 市兵衛／同 船津橋北詰 松屋宅兵衛 板元（第18 冊後表紙見返し）	
広告	「平安大行寺正定閣述作」 として「三帖和讃歎喜鈔 十九冊」「正信偈一言鈔 全部四冊」「山海里 従初 篇至三篇 全部九冊」の 三点（奥付の右側）		

	19 冊本		
	龍谷大学本	九州大学図書館本	筆者架蔵本 B
表紙 見返し	正定閣述作 全十九巻／ 三帖和讃歎喜鈔 初帙三 冊／洛陽 大行寺蔵板（第 1帙第1冊）		正定閣述作 全十九巻／ 三帖和讃歎喜鈔 初帙三 冊／洛陽 大行寺蔵板（第 1帙第1冊）
奥付	渋谷山御蔵版／調進所 京都 室町高辻上ル町 中島利左衛門／同 大坂 船津橋北詰西江入 松岡 宅兵衛（第1帙第3冊後 表紙見返し）		
	天保十巳亥初冬／書肆 売弘所 京都 寺町通松原 菱屋治兵衛／大阪 心齋 橋通南久太良町 秋田屋 市兵衛／同 船津橋北詰 松屋宅兵衛 板元（第6・ 12・15冊後表紙見返し）	天保十巳亥初冬／書肆 売弘所 京都 寺町通松原 菱屋治兵衛／大阪 心齋橋 通南久太良町 秋田屋市兵衛 ／同 船津橋北詰 松屋宅 兵衛 板元（第3冊後表紙 見返し・第6冊54丁裏）	天保十巳亥初冬／書肆 売弘所 京都 寺町通松原 菱屋治兵衛／大阪 心齋橋 通南久太良町 秋田屋市兵衛 ／同 船津橋北詰 松屋宅 兵衛 板元（第6冊54丁 裏・16冊後表紙見返し）
広告	「大行寺作／山海里 一言 鈔 歎喜鈔 御伝絵略解 い ろは哥 いろは讃 其外一 枚刷色々／取引所 京都 祇園町醬油屋□□□方 （黒印）第6・12・15冊）	「平安大行寺正定閣述作」 として「三帖和讃歎喜鈔 十九冊」「正信偈一言鈔 全部四冊」「山海里 従初 篇至三篇 全部九冊」の3 点（奥付の右側）	「平安大行寺正定閣述作」 として「三帖和讃歎喜鈔 十九冊」「正信偈一言鈔 全部四冊」「山海里 従初 篇至三篇 全部九冊」の3 点（奥付の右側）

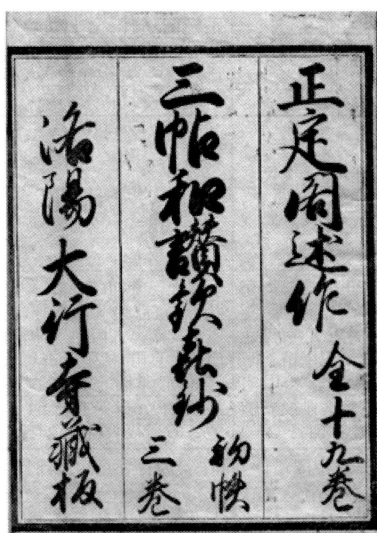
寺・本山佛光寺・松屋宅兵衛の三者の名前が見え、調進所として京都の中島利左衛門と大坂の松岡宅兵衛（松屋）が、弘通所として京都の菱屋治兵衛と、大坂の秋田屋市兵衛・松屋宅兵衛の名前が記載されている。龍大本は一見すると混乱しているように見えるが、京都祇園町の醤油屋が「取引所」として捺した黒印がその第六冊・第十二冊・第十五冊、すなわち、松屋宅兵衛が板元と記された奥付を有する冊にのみ押印されており、「渋谷山御蔵版」とある第一帙第三冊にはこの黒印が押されていないので、第一帙（第一冊から第三冊）は十八冊本の第一帙が混在したものであるといかと推測される。よって龍大本の板元から本山佛光寺は除外してよいと考える。九大本は板元が松屋宅兵衛で、弘通所は京都の菱屋治兵衛と、大坂の秋田屋市兵衛・松屋宅兵衛となっており、これは町板である。最後に、架蔵本Aの板元は奉行寺と松屋宅兵衛で、弘通所は京都の菱屋治兵衛と、大坂の秋田屋市兵衛・松屋宅兵衛である。

このように見えてくると、十九冊本の板元は奉行寺であり、その弘通は京と大坂に限られていたことが言えるであろう。

次に、十八冊本を見ると、三種すべての第一帙第一冊の



〈図2〉

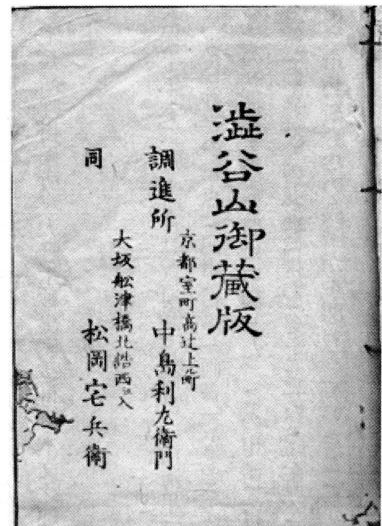


〈図3〉

表紙見返しに「全部十八巻 帙三冊／三帖和讃歛喜鈔／正定閣權少僧都」(図2)と記されている。十九冊本の表紙見返しでは「正定閣述作 全十九巻／三帖和讃歛喜鈔 初帙三冊／洛陽 大行寺藏板」(図3)とあったものが、十八冊本の表紙見返しでは「正定閣權少僧都」と、僧侶としての官位も併記されている。

信曉が朝廷より權少僧都の官位を賜ったのは、天保十一年(一八四〇)七月である。彼はこの前月、六月に本山佛光寺の学頭に就任し、同月、朝廷から法橋の綸旨を賜っている。十八冊本第一冊表紙見返しに「正定閣權少僧都」と官位が明記されていることから考えると、十八冊が出版されたのは、信曉が權少僧都に叙任された天保十一年(一八四〇)七月以降と設定される。すなわち、第一冊の表紙見返しに記載された信曉の肩書に拠るならば、十九冊本が先に刊行され、その後十八冊本が出版されたことになる。

また、十九冊本第一冊表紙見返しには「洛陽 大行寺藏板」と明記されていたが、十八冊本の表紙見返しでは、その部分が削除されている。そして、十八冊本・筆者架藏本A並びに弘前市立図書館本には、「渋谷山御藏版／調進所



(図4)

京都室町高辻上町 中島利九衛門／同 大坂松津橋北詰
西江入 松岡宅兵衛」(図4)参照、架藏本A)と記載された奥付が付けられている。渋谷山は佛光寺の山号である。すなわち、十八冊本は本山佛光寺が板元を務めたことが知られるのである。

信曉の『歛喜鈔』は、まず大行寺藏板全十九冊として出版された。その後、天保十一年(一八四〇)六月に信曉が本山佛光寺の学頭に就任し、翌月には朝廷から信曉に權少僧都の官位を贈られるという慶事が続いた。そこで本山佛光寺は信曉の『歛喜鈔』を本山佛光寺藏板本として改めて

刊行すること、信暁の昇進という慶事を祝したのではなかったろうか。また、十八冊本・筆者架蔵本Aには調進所（支配人）は明記されているが、その弘通所は記載されていない。私に案ずるに、この佛光寺蔵板『歎喜鈔』の弘通は、本屋を通して流布したのではなく、おそらく全国の佛光寺派末寺を中心に弘通したのではなかったろうか。

十八冊本の諸本を個別に見ると、まず筆者架蔵本Aは前述の通り、板元が本山佛光寺で、京都の中島利左衛門と大坂の松岡宅兵衛（松屋）が調進所（支配）を勤めており、こちらは寺板である。龍大本は板元が松屋宅兵衛で、弘通所は京都の菱屋治兵衛と、大坂の秋田屋市兵衛・松屋宅兵衛となっており、これは町板である。そして、弘前市立図書館本は、板元として本山佛光寺と松屋宅兵衛が記載されており、調進所として京都の中島利左衛門と大坂の松岡宅兵衛（松屋）が、弘通所として京都の菱屋治兵衛と、大坂の秋田屋市兵衛・松屋宅兵衛の名前が記載されている。

なお、十八冊本・十九冊ともに大坂の書肆・松屋宅兵衛は板元として記されていることについては、次章で詳しく述べる。

3 本屋仲間記録の分析

大坂本屋仲間の記録である『出勤帳』第五十一番収載の天保十年（一八三九）十二月十二日の条には、次のように記録されている。

一 山海里

正信偈歎喜鈔

右両書蔵板二付、売弘聞届呉候様申出候二付、得与相改、其上聞届遣し可申段申聞候事、但し右之義は大野木氏被相頼候事二付、役中江右同人分沙汰在之候間、宅兵衛呼掛候所、大野木被出候二付、本文之趣申聞候事^三。

天保十年十二月十二日、松屋宅兵衛は『山海里』『一言鈔』『歎喜鈔』の三点（記事には「両書」とあるが三点である）の弘通を本屋仲間に申請した。この申請には松屋とともに『歎喜鈔』の弘通に携わることになる大野木氏ごと、秋田屋市兵衛もこの段階から関わっていたことが知られる。

この申請に対する回答は、年が明けて、翌十一年（一八四〇）一月十一日に、次のように言い渡されている。

一 松屋宅兵衛、先達而願出候山海里よみ合候処、文中ニ差支之所有之ニ付、其段申聞せ、是ニ而は願出申趣委細申入、願本差戻し候事

一 同人々、正信偈一言鈔四冊

一 三帖和讃歎喜鈔、六篇揃ニ而十九冊

右之書、京都仲間内ニ同様之書有之、対談相済候趣被申、当所ニ而御聞届可被下候様願出候ニ付、立合評談致所、文中は経論之事ニ而差構候文面も無之ニ付、聞届遣し印形取、白板料并ニ吟味料、出本壹部受取、添章三通相認メ置候事^①

この記録には「三帖和讃歎喜鈔、六篇揃ニ而十九冊」とあり、松屋が大坂本屋仲間に申請した『歎喜鈔』が、十九冊本であったことが知られる。また、この二書はこの日以前に「京都仲間内ニ同様之書有之、対談相済候趣被申」とあり、既に京都の本屋仲間と同様の申請がなされ、すでに許可されていたことが記されている。京都本屋仲間では『一言鈔』と『歎喜鈔』の弘通申請がなされていたことは、『京

都書林行事 上組諸證文標目』の左記の記録からも確認されるところである。

天保十一年正月、五月迄

一、正信偈一言鈔

證文 壹通 菱屋次兵衛

一、三帖和讃歎喜鈔

右新品当地売弘ニ付^②

『一言鈔』と『歎喜鈔』の京都での弘通申請は、菱屋次兵衛（治兵衛）から提出されていた。菱屋次兵衛（治兵衛）は、『歎喜鈔』の町板の奥付（図1）参照）に弘通所として記載されている本屋である。

このように『一言鈔』と『歎喜鈔』の二書の弘通申請は、京都と大坂ではほぼ同時に進行していたようである。そして、京都での許可がまず下りて、それを受けて大坂でも「経論之事ニ而差構候文面も無之」として、その弘通が許可されたことが知られる。そして、大坂ではこうした審査を経て、『開板御願書控』の天保十一年正月の条に次のように記録されている。

一 三帖和讃歎喜鈔 洛陽 大行寺蔵板

初篇今六篇迄

全部十九冊

一 正信偈一言鈔

全部四冊

売弘人

松屋宅兵衛^①

ここには『歡喜鈔』が十九冊本であること、そして板元は京都の大作寺であり、松屋はその売弘人（弘通所）であることが明記されている。

このように京・大坂の本屋仲間の記録を精査していくと、『歡喜鈔』十九冊本は、天保十一年正月に、板元を大作寺、売弘人を京都の菱屋治兵衛、大坂の秋田屋市兵衛、松屋宅兵衛として京・大坂の本屋仲間に承認されたことが確認できた。

しかし、十九冊本の奥付（図一）参照）には「天保十巳亥年初冬」「松屋宅兵衛 板元」と明記されている。この二点は本屋仲間記録から得られた事実——大坂の本屋仲間が『歡喜鈔』の弘通を許可したのは天保十一年（一八四〇）一月であり、本屋仲間の記録では同書の板元

は大作寺である——と相違する。これはどういうことだろうか。

まず奥付にある「松屋宅兵衛 板元」であるが、大坂本屋仲間の『板木総目録株帳』（文化九年改正）第五冊「仏書」には、次のように記載されている。

三帖和讃歡喜鈔

支^支松宅

正信偈一言鈔

支^支松宅

右にある「松宅」は松屋宅兵衛のことであり、その右肩に付された「支」は「支配」の略記号である。すなわち、松屋は『歡喜鈔』と『一言鈔』の支配として、その板木の管理を大坂本屋仲間に承認されていたことが知られるのである。

次に十九冊本の奥付に記された「天保十巳亥年初冬」という年月であるが、大坂の本屋仲間が『歡喜鈔』の弘通を許可したのは天保十一年一月であり、両者の間には四箇月の開きがある。これは松屋が支配人として、遅くとも天保十年十月には『歡喜鈔』を出版できるものと考えて、「天保十巳亥年初冬」の奥付を含めて、『歡喜鈔』の板木を彫り終えていたからではないかと推測される。すなわち、天

保十一年一月に大坂本屋仲間が『歎喜鈔』の弘通を許可したことを踏まえて、既に彫り終えていた板木の奥付の年月（「天保十巳亥年初冬」）を修正することなく、そのまま印刷し、刊行したと考えられるのである。その根拠は、その奥付の右側にある松屋の出版広告に記された『山海里』の記事である。

前掲の大坂本屋仲間の『出勤帳』の天保十一年（一八四〇）一月十一日の条に「松屋宅兵衛今、先達而願出候山海里よみ合候処、文中ニ差支之所有之ニ付、其段申聞せ、是ニ而は願出不申趣委細申入、願本差戻し候」とあり、『山海里』の弘通については許可されず、差し戻されていた。⁽¹³⁾ それにも関わらず『歎喜鈔』の奥付の右側には『歎喜鈔』『一言鈔』と並んで『山海里』初篇から第三篇までの広告が挙げられている。これも本来ならば『山海里』の部分が削除されて然るべきである。それがそのままであるということは、松屋が本屋仲間の裁定を受けて奥付を修正しなかった証拠である。また、『山海里』は天保十年冬にその第四篇が刊行されている。しかし、『歎喜鈔』の奥付の右側の広告には、その初篇から第三篇までしか掲載されていない。このことから考えると、松屋は『山海里』第

四篇が刊行された天保十年冬以前に、この奥付並びに出版広告の板木を彫り終えていたことが推定される。すなわち、松屋は遅くとも天保十年十月には『歎喜鈔』を出版できるものと考えて、「天保十巳亥年初冬」の奥付を含めて、『歎喜鈔』の板木を彫り終えていた。そして、翌十一年一月に『山海里』の弘通が大坂では認められなかったにもかかわらず、既に彫り終えていた板木——その奥付の年月並びに出版広告——を修正することなく、そのまま印刷し、刊行したと考えられるのである。

結び

信曉の『歎喜鈔』には十八冊本と十九冊本の二種類があり、板元は前者が本山佛光寺で後者は信曉が住職を務める大行寺（末寺）であった。そして、その弘通は京都と大坂の本屋による弘通が中心であって、江戸やその他の地域での弘通はほとんどなかったものと推定される。ただし、十八冊本・筆者架蔵本Aのように、本山佛光寺が単独で板元を務めたものは、全国の佛光寺派末寺を中心に流布した可能性が考えられる。

また、『歎喜鈔』の成立の特徴として、大坂の本屋、松屋宅兵衛がその願主・支配・弘通所の三役を担い、本書の出版全体に深く携わったことが特筆される。言い換えれば、松屋宅兵衛なしに『歎喜鈔』は成立しなかったといつてよい。それは『歎喜鈔』の序文に従うならば、松屋宅兵衛が真宗の篤信者であつたことに起因するといつてよいであろう。松屋は本屋として『歎喜鈔』の支配・弘通に携わっており、その意味に於いて営利目的の出版であつたといえるかもしれないが、それと併せて、真宗篤信者による衆生勸化を目的とした出版であつたという見方を加えて考えるべきではないだろうか。

注

- (1) 信曉の伝記については、佐竹淳如『勤王護法 信曉学頭』(大行寺史刊行後援会、昭和十一年六月刊)に詳述されている。
- (2) 拙著『大行寺信曉に関する書誌学的研究』収録「大行寺信曉書誌目録」、科研費研究成果報告書、平成二十九年三月刊、八十八～八十八ページ参照。
- (3) 拙論「大行寺信曉『いろはうた』の諸本について」、「国語国文学」第五十七号、福井大学言語文化学会、平成三十一年三月刊行予定、参照。
- (4) 信曉著『山海里』第七篇の刊記に拠る。
- (5) 渋谷有教編『佛光寺辞典』、本山佛光寺、昭和五十九年刊、一八〇ページ参照。
- (6) 拙論「大行寺信曉『山海里』に関する書誌学的研究」、「佛教学」第四十二号、平成二十九年四月刊参照。
- (7) 『勤王護法 信曉学頭』四十八ページ参照。
- (8) 大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』第四卷、「出勤帳」四、五一～八ページ。昭和五十三年刊。
- (9) 同右、五二六ページ。
- (10) 宗政五十緒・朝倉治彦編『京都本屋仲間記録』第四卷二四六ページ。ゆまに書房、平成十四年改版。
- (11) 大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』第十八卷、「開板御願書扣」三、三七〇ページ。平成五年刊。
- (12) 同右第十三卷、「板本総目録株帳」二、四二七ページ。昭和六十二年刊。
- (13) 大坂の書肆で『山海里』の弘通が許可されなかった理由については「文中二差支之所有之二付」とのみ記されており、その具体的な内容はわからない。天保十一年一月の段階で、『山海里』はその第四篇(天保十年冬刊)までが刊行

されていた。ゆえに、本件に関わることはその第四篇までの内容ということになる。『山海里』のどの部分が問題視されたのかについては稿を改めて考究したい。

【付記】

本稿執筆に際して『歙喜鈔』の閲覧・調査にご協力いただいた九州大学附属中央図書館、弘前市立図書館、龍谷大学大宮図書館にお礼申し上げる。本稿は「十九世紀真宗末寺の寺版に関する書誌学的研究——大行寺信暁の著書を通して——」、平成二十九年・科研費・基盤(c) 課題番号 17K02411 の成果である。

(福井大学准教授)